

令和2年度（2020年度） 国保事業費納付金・標準保険料率 の算定結果について

令和2年度(2020年度)国保事業費納付金・標準保険料率の算定結果（概要）

	①平成28年度 (2016年度)	②令和2年度 (2020年度) (推計)	伸び率 (単年) ②/①
保険給付費総額	1,475.4億円	1,491.3億円	0.3%
被保険者数（一般）	457,225人	401,823人	▲3.2%
一人当たり保険給付費	322,700円	371,123円	3.6%
一人当たり後期高齢者支援金 (一般)	53,931円	60,618円	3.0%
一人当たり介護納付金	22,231円	19,510円	▲3.2%
一人当たり保険料 ※保険料軽減前	101,717円	109,246円	1.8%

令和2年度国民健康保険市町村標準保険料率 (1人当たり保険料)の算定結果について

1人当たり保険料	①H28に必要となる保険料	②R2に必要となる保険料	伸び率(単年度換算)②/①
県平均	101,717円	109,246円	1.8%

※ 厚労省が示す公表に当たっての全国ルールに沿って、国保の都道府県単位化以前の激変緩和の基準となるH28と比較しています。

□ 算定結果のポイント

- **市町村ごとに見た場合、35市町村の保険料が上がりました**
 - 各市町村の金額は、次ページのとおりです。
- **保険料が上がる主な理由**
 - 「医療費の伸び(自然増)があること」、「後期高齢者支援金の伸びがあること」等によります。
- **激変緩和措置を行っています**
 - 保険料が自然増等の一定の割合(H28⇒R2:2.3%(単年度換算))を超えて変動する市町村に対し、変動幅がその割合(2.3%)を超えないよう調整(激変緩和措置)を行っています。
- **今後、各市町村が、「②R2に必要となる保険料」を参考に、R2の実際の保険料(税)率を決定します(R2.3月頃)**
 - 各市町村は、それぞれの財政状況や保険料(税)の収納率、最新の被保険者の所得等の情報に基づき実際の保険料(税)率を決定します。

令和2年度市町村標準保険料率（1人当たり保険料）

市町村名	①H28(2016)に 必要となる保険料 (単位:円)	②R2(2020)に 必要となる保険料 (単位:円)	H28(2016)⇒ R2(2020) 伸び率(②/①) (単年)	市町村名	①H28(2016)に 必要となる保険料 (単位:円)	②R2(2020)に 必要となる保険料 (単位:円)	H28(2016)⇒ R2(2020) 伸び率(②/①) (単年)
熊本市	105,657	115,800	2.3%	嘉島町	113,084	123,940	2.3%
宇土市	87,940	96,382	2.3%	益城町	104,286	96,739	-1.9%
宇城市	109,405	113,252	0.9%	甲佐町	102,218	112,031	2.3%
美里町	93,613	102,600	2.3%	山都町	109,923	115,260	1.2%
荒尾市	98,254	96,547	-0.4%	八代市	103,660	111,225	1.8%
玉名市	109,247	119,735	2.3%	氷川町	103,014	112,903	2.3%
玉東町	94,110	92,587	-0.4%	水俣市	68,104	74,642	2.3%
和水町	114,514	113,050	-0.3%	芦北町	74,126	81,242	2.3%
南関町	91,611	100,406	2.3%	津奈木町	72,223	63,376	-3.2%
長洲町	90,525	99,215	2.3%	人吉市	101,752	104,550	0.7%
山鹿市	95,910	105,117	2.3%	錦町	110,301	108,135	-0.5%
菊池市	99,201	108,724	2.3%	あさぎり町	123,214	128,117	1.0%
合志市	104,188	112,381	1.9%	多良木町	97,850	107,244	2.3%
大津町	106,811	114,567	1.8%	湯前町	99,811	92,827	-1.8%
菊陽町	96,334	105,582	2.3%	水上村	91,718	94,698	0.8%
阿蘇市	108,681	119,114	2.3%	相良村	114,570	103,655	-2.5%
南小国町	94,499	99,932	1.4%	五木村	82,747	90,691	2.3%
小国町	102,085	111,885	2.3%	山江村	86,298	94,583	2.3%
産山村	90,917	99,645	2.3%	球磨村	79,645	87,291	2.3%
高森町	100,324	108,638	2.0%	天草市	82,231	90,125	2.3%
南阿蘇村	113,538	99,076	-3.3%	上天草市	97,425	98,727	0.3%
西原村	134,672	117,035	-3.4%	苓北町	79,497	89,285	2.9%
御船町	97,822	107,128	2.3%	県平均	101,717	109,246	1.8%

・苓北町の「②R2に必要となる保険料」は、広域化等支援基金の返済分が含まれるため、伸び率が一定の割合(2.3%)を超えている。

(参考) 激変緩和措置の仕組み

・R2 (2020) に必要となる保険料 (激変緩和前) が、国保制度改革前の「H28 (2016) に必要となる保険料」と比較して、一定割合 (自然増+ χ) を超えて上がる場合、一定割合まで保険料を引き下げる。

$$\chi = 1\%$$

県平均の保険料伸び率 (1人当たり)

$$8.6\% + 1\%$$

激変緩和対象

一定割合 (自然増+ χ)

交付金の精算等
※プラスマイナスあり

法定外繰入れ等

H28 (2016) 実際の
保険料

H28
(2016)
に必要
となる
保険料
↓
「激変
緩和基
準額」

R2
(2020)
に必要
となる
保険料
(激変
緩和
後)

R2
(2020)
に必要
となる保
険料
(激変
緩和
前)

(参考) 下限調整の仕組み

・R2 (2020) に必要となる保険料 (激変緩和前) が、国保制度改革前の「H28 (2016) に必要となる保険料」と比較して、一定の割合 (自然増+ χ +当該市町村の保険者努力支援制度による1人当たり保険料引下げ効果分) を超えて下がる場合、一定の割合まで保険料を引き上げる。

